

伊政政施第55号  
令和3年8月20日

伊丹市内中学高校演劇部OBOG会 並びに  
アイホールの存続を望む会 様

伊丹市  
総合政策部長

伊丹市立演劇ホール（アイホール）サウンディング型市場調査に関する公開質問状  
に対する回答

令和3年8月2日付け、提出いただきました質問状について、下記とおり回答いたします。なお、市の基本的な考え方につきましては、市ホームページで公表する「伊丹市文化施設（文化会館・音楽ホール・演劇ホール）の再配置検討及び演劇ホール活用にかかるサウンディング型市場調査の経過報告」をご覧ください。

記

質問1

令和3年6月28日付の伊丹市立演劇ホールを活用した事業提案に関するサウンディング型市場調査実施要領内に、「来場者に占める市内居住者の割合は約15%」との記載がありますが、この数字の根拠となる算出方法についてお聞かせください。

ご回答

|                                  |
|----------------------------------|
| 平成30年度の指定管理者における利用者アンケートによるものです。 |
| アンケート回答総数 3,331                  |
| 市内 497 (14.9%)                   |
| 市外 2,483 (74.6%)                 |
| 無回答 351 (10.5%)                  |

質問2

当該施設を観光資源として考える場合、市民の使用率もよりも、市外からの来訪者の使用率が高いほうが良いと考えています。伊丹市は当該施設をどのような位置づけでお考えになられているのか、明確なビジョンをお聞かせください。

ご回答

|   |
|---|
| 条例の設置目的にありますとおり、演劇・舞踏を中心に市民の自由な創造活動を促進し、文化の発展に資するための施設と考えております。 |
|---|

質問3

これまで当該施設が実施してきた公演、ワークショップ、アウトリーチなどの効果、演劇専用ホールとしての価値を数値化(金額化)されていますか。市民が当該施設の情報を正確に把握し今後の施設の在り方について比較検討し判断ができるように、データを開示してください。

ご回答

|  |
|--|
| 公演、ワークショップ、アウトリーチなどの事業効果やホールの価値については、定性的な部分が多く数値化など定量的に評価するのは困難と考えております。 |
| 他方、行政評価報告書において、演劇ホール管理運営事業を含む「文化の継承と発信」という施策を評価し、市ホームページで公開しております。       |

#### 質問 4

第 6 次伊丹市総合計画で「多様なジャンルの文化芸術に触れる機会を提供する」と明記されています。市民が演劇に触れる機会を確保するため、当該施設が演劇専用ホールでなくなった場合、どのように演劇事業を継続させるのでしょうか。具体的に教えてください。

#### ご回答

仮に演劇ホールが別用途で利活用されると想定した場合においても、演劇・舞踏を含めた市民の自由な創造活動を促進していくためには、東リいたみホールをはじめとした他の公共施設を活用した事業展開を検討すべきものと考えております。

#### 質問 5

民間事業者へ施設を賃借することになれば、その賃借料が市へ納入されることになるため、現在、当該施設の運営に係る指定管理料年間およそ 9 0 0 0 万円が削減され、収支はプラスに転じると見込まれていると想定されますが、民間事業者へ賃借している間に、当該施設に関して、市が負担する費用は一切なくなるという認識で間違いはないでしょうか。

#### ご回答

今回のサウンディング型市場調査におきましては、公的不動産の利活用（建物賃貸借契約）・P F I 方式・指定管理者制度など、民間ノウハウを活用した事業方式を幅広く検討しております。（実施要領 P. 4 参照）

仮に民間事業者と施設を賃貸借契約する方式を採用した場合においても、区分所有者が市であることは従来と変わらないことから、管理組合に支払う管理費や建物の使用及び収益に必要な修繕は市が負担することになります。

#### 質問 6

民間事業者へ賃借されている間に、施設筐体の大規模な修繕が必要となった場合、市、民間事業者どちらがその費用を負担することになりますか。

#### ご回答

今回のサウンディング型市場調査におきましては、公的不動産の利活用（建物賃貸借契約）・P F I 方式・指定管理者制度など、民間ノウハウを活用した事業方式を幅広く検討しております。（実施要領 P. 4 参照）

仮に民間事業者と施設を賃貸借契約する方式を採用した場合、基本的には賃貸人である市が賃貸物の使用及び収益に必要な修繕をする義務を負います。具体的には、外壁改修や屋上防水などは従来どおり市が負担し、躯体部分についての費用負担は管理組合が負担することとなります。

質問 7

上記のような大規模修繕が行われる際に、仮に市が費用を負担することになった場合、賃借料との収支差額をどのように想定されていますか。

ご回答

今回のサウンディング型市場調査におきましては、公的不動産の利活用（建物賃貸借契約）・P F I方式・指定管理者制度など、民間ノウハウを活用した事業方式を幅広く検討しております。（実施要領P. 4参照）

仮に民間事業者と施設を賃貸借契約する方式を採用し、施設の大規模改修工事に要する市の負担が賃借料を上回った場合において、その収支差額は住民の福祉を増進するために必要な経費として整理されるものと考えております。

具体的な収支差額を想定する段階にはございませんが、最小の費用で最大の効果となるよう、検討を進めていくべきと考えております。

質問 8

当該施設は、スポーツライミング施設への転用の可能性があるという新聞記事で拝見しました。当該施設のまわりに同様の民間クライミング施設が数か所ありますが、公立施設をクライミング施設に転用した場合、同様の民間施設との差異をどのようにお考えでしょうか。

ご回答

地方自治法第244条第1項において、公の施設とは「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義されており

- ① 住民の利用に供するためのもの
- ② 市の住民の利用に供するためのもの
- ③ 住民の福祉を増進する目的をもって設けるもの
- ④ 市が設けるもの
- ⑤ 施設であること

の5つの要件を満たすものと考えられています。

現段階においては、事業内容は芸術文化・スポーツの範囲で演劇事業も含めて幅広く検討を進めることとしております。また、事業方式についても建物賃貸借契約・P F I方式・指定管理者制度など、官と民の役割分担を整理し最適な事業スキームの検討を進めます。

今後、演劇ホールが伊丹市の公有財産として公益的事業に供する限り、伊丹市民の住民福祉が増進されるとともに、まちのにぎわいに寄与するよう今後の検討を進めていくべきと考えております。

以上